

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告 書

(普通会計)

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査の結果は、下記のとおりである。

1. 検査の対象 会計管理者所管の普通会計に属する
 令和 4 年度 令和 4 年 12 月分の出納状況
2. 検査の時期 令和 5 年 1 月 23 日 (月)
3. 検査の場所 紀北町役場 本庁 3 階 監査委員室
4. 検査内容及び着眼点 本検査において、会計管理者所管の各会計収支月計表、金銭保管調書、指定金融機関の預金残高証明書、その他諸帳簿により計数を照合する等の方法によって現金の出納、保管を主眼に置いて実施した。
5. 検査の結果
 - 1) 収支の計数について
 計数は正確であり、適正に管理されていることを確認した。
 - 2) 予算の執行状況
 別紙のとおり
 - 3) 指摘・要望事項
 特になし

(添付書類)

例月検査金銭保管調書、各会計例月出納検査報告書(収支月計表(一般・国保・介護・後期高齢者医療))

町税徴収実績表、国民健康保険料収納率の状況

高額収入・高額支払一覧表

(別紙)

令和4年度 令和4年12月分

(単位：円、%)

会計区分	予算額	収入		支出	
		収入済額	執行率	支出済額	執行率
一般会計	11,443,020,300	7,756,723,839	67.78	6,048,086,394	52.85
国民健康保険 事業特別会計	2,064,112,000	1,178,157,556	57.07	1,186,212,021	57.46
介護サービス 事業特別会計	194,722,000	94,725,698	48.64	124,405,930	63.88
後期高齢者医 療特別会計	639,156,000	319,733,460	50.02	429,836,685	67.25

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告 書

(水道事業会計)

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査の結果は、下記のとおりである。

1. 検査の対象 水道事業管理者所管の水道事業会計に属する
 令和 4 年度 令和 4 年 12 月分の出納状況
2. 検査の時期 令和 5 年 1 月 23 日 (月)
3. 検査の場所 紀北町役場 本庁 3 階 監査委員室
4. 検査内容及び着眼点 本検査において、水道事業会計の予算執行状況表、現金・預金
 保管調書、残高証明書、その他諸帳簿により計数を照合する等
 の方法によって現金の出納、保管を主眼に置いて実施した。
5. 検査の結果
 - 1) 収支の計数について
 計算は正確であり、適正に管理されていることを確認した。
 - 2) 予算の執行状況
 別紙のとおり
 - 3) 指摘・要望事項
 特になし

(添付書類)

現金・預金保管調書、水道料金等未収金調書、水道料金収納状況表、予算執行状況表、
資金予算表、月計表、試算表、釣銭現在高報告書、残高証明書

(別紙)

令和 4 年度 令和 4 年 12 月分

(単位：円、％)

収入（水道事業収益）			支出（水道事業費用）		
予算現額	執行累計	執行率	予算現額	執行累計	執行率
390,416,000	226,093,091	57.9	382,530,000	128,540,041	33.6